

菊川市下水道事業審議会

第 3 回 審 議 会 資 料

令和 8 年 2 月 12 日

静岡県菊川市下水道課

目次

CONTENTS

01 第2回審議会のおさらい

02 下水道使用料改定案について

03 今後のスケジュール

01 第2回審議会のおさらい

(1) 審議会内容

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 下水道使用料改定率について
 - イ 下水道使用料体系について
 - ウ 菊川市の下水道使用状況について
 - (2) 協議事項
 - ア 下水道使用料改定率の決定
 - イ 使用料体系の方針設定
- 3 その他
- 4 閉会

01 第2回審議会のおさらい

(2) 決定事項・質問・意見

決定事項

- ①下水道使用料総収入を20%引き上げる。（「改定パターン3」）
- ②使用料体系の基本方針は以下のとおりとする。
 - 1)基本水量は現状維持(2ヶ月16m³)とする。
 - 2)基本使用料を比較的高めに設定する。
 - 3)従量区分の追加も視野に入れる。
 - 4)累進度を現状維持とする。

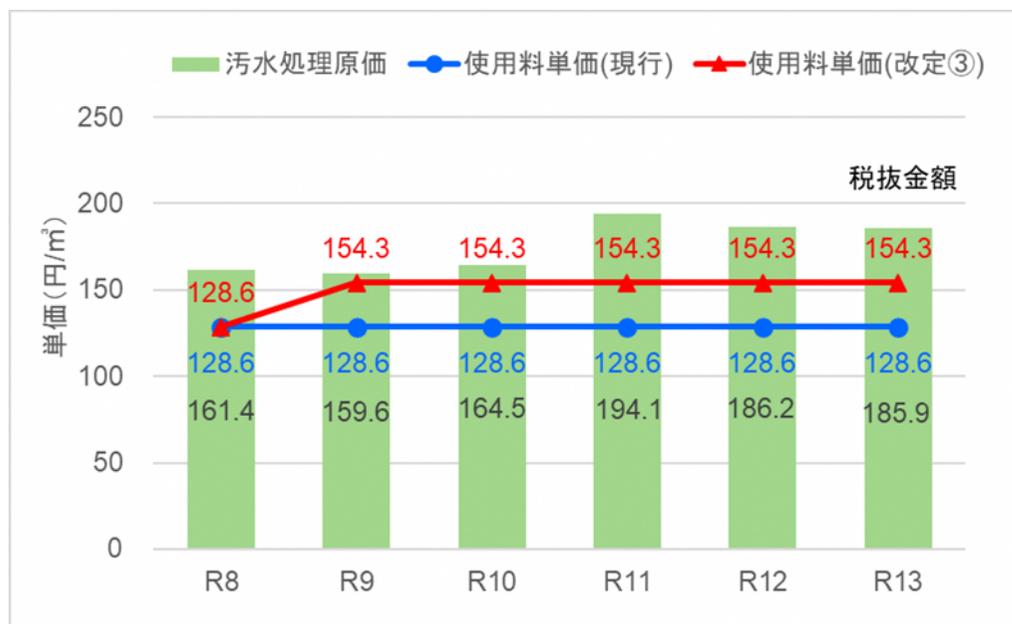
<協議時の意見>

- 従量使用料の区分については、複数パターンでのシミュレーションを提示してほしい。
- あまり従量使用料は上がらないようにしてほしい。
- 従量使用料を4区分とすることについては、一般家庭に配慮したい。

01 第2回審議会のおさらい

決定事項 ①下水道使用料総収入を20%引き上げます。

第2回審議会の決定事項を踏まえ、改定率20%増加後の令和9年度から令和13年度までの使用料総収入額を下記に示します。



単位：千円（税抜）

項目		R9	R10	R11	R12	R13	合計
シミュレーションより 使用料収入額	現行	158,038	157,395	156,752	156,109	155,337	783,631
	目標(改定率20%)	189,645	188,874	188,102	187,331	186,405	940,357

01 第2回審議会のおさらい

決定事項 ②使用料体系の基本方針は以下のとおりとします。

項目	説明	現在の 菊川市の状況	改定方針案
基本水量	基本料金に賦課される排水量	16 ^m (2ヵ月) 8 ^m (1ヵ月)	現状維持とする。
基本使用料	使用の有無に関わらず支払う料金 ※基本料金を高くすると料金収入が安定するが、少量利用者の負担感が大きくなる。	1,920円 (2ヵ月) 960円 (1ヵ月) ※税抜金額	固定的経費のうち、基本使用料で賄えているのはわずか4割である。(R6決算値) 今後の人口減少による水量減少にも影響を受けにくい体系とするために、基本使用料を比較的高く設定する方針とする。
従量区分	水量区分の数	3区分 「16 ^m を超え100 ^m まで」 「100 ^m を超え200 ^m まで」 「200 ^m を超えるもの」	県内では4区分以上を採用している自治体が多く、本市は3区分である。区分の追加も視野に入れる。
従量使用料単価	基本水量を超えて使用した水量に応じて支払う料金 ※使用水量に対して料金変動するため、公平性が保たれる。	132円/ ^m 143円/ ^m 154円/ ^m ※税込金額	使用料改定に伴い改定する必要がある。
累進度	最高区分の従量料金単価 ÷最低区分の従量料金単価 ※累進度の引き上げは、大口の利用者の負担額が増加、大口の利用者への依存が高まる。	154円 ÷ 132円 ≒ 1.17	大口利用者に依存しすぎないように基本的に 変更しない方針 とする。

02 下水道使用料改定案について

(1) 基本使用料の設定

使用料対象経費は、固定的経費と変動的経費に区分されます。

固定的経費に対する基本使用料の割合について、令和9年度から令和13年度までの支出予測を基に検証を行いました。

その結果、**現行の下水道使用料**と、**改定率20%増（基本使用料および従量使用料を一律20%増）**とした場合を比較すると、使用料対象経費の固定的経費に対する基本料金の割合は、40.0%から48.3%に引き上げられることになります。

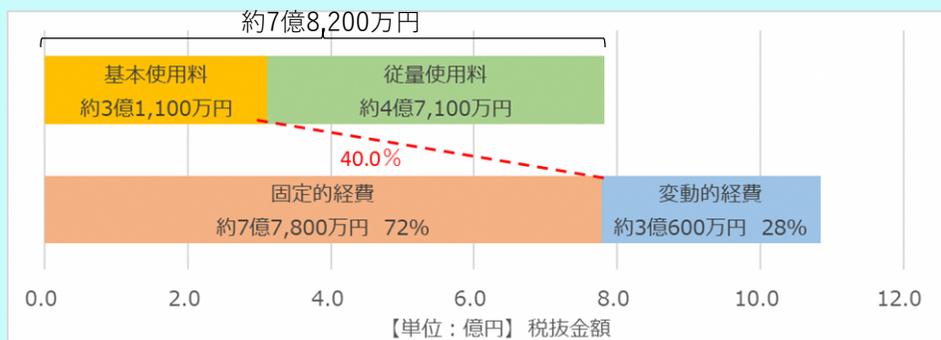
固定的経費は本来、基本使用料で賄うのが望ましいとされていますが、改定率を20%増とした後においても、菊川市では固定的経費に占める基本使用料の割合が**48.3%**にとどまっており、十分な水準とは言えません。

利用者の負担増を勘案しながら、この割合を高めていくことが望ましいと考えられます。

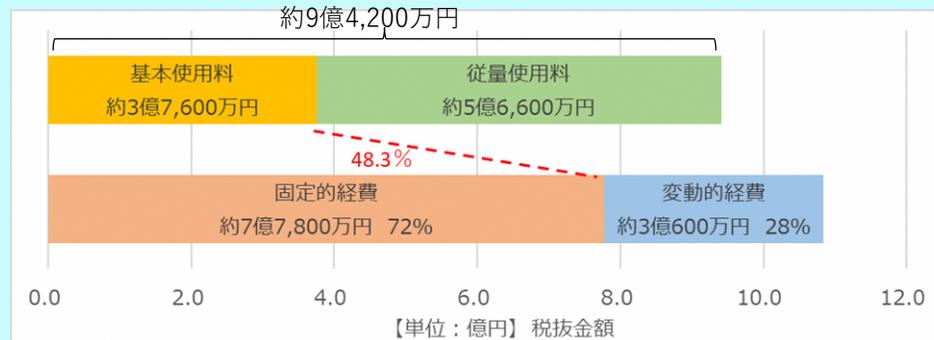
<検証結果> 基本使用料の固定的経費に占める割合

※ 令和9年度～令和13年度のデータから使用料対象経費を固定的経費と変動的経費に分解し検証

現行下水道使用料の固定的経費に占める割合



下水道使用料（20%増）の固定的経費に占める割合



02 下水道使用料改定案について

(1) 基本使用料の設定

基本使用料は、処理水量に関わらず発生する施設の維持管理費等の経費（固定的経費）を、すべての使用者に公平に負担していただくために設定されています。

第2回審議会では、基本使用料で固定的経費を賄う割合を高めるという提案がありました。

そのため、基本使用料の設定方法として、下記の4ケースを示します。

改定案	固定的経費 [R9～R13の5年間合計]	固定的経費 の充当率	基本使用料の充当額 [R9～R13の5年間合計]	想定件数 [R9～R13の 5年間合計]	基本使用料算定額 2か月あたり 税抜	基本使用料算定額 (端数調整後) 1か月あたり 税抜	備考欄
	①	②	③=①×②	④	⑤=③/④	⑥=⑤/2	
ケース1	778百万円	45.0%	350百万円	161,996件	2,160円	1,080円	
ケース2	〃	48.3%	376百万円	〃	2,320円	1,160円	基本使用料を20% 引き上げた場合
ケース3	〃	50.0%	389百万円	〃	2,401円	1,200円	
ケース4	〃	52.5%	408百万円	〃	2,521円	1,260円	

02 下水道使用料改定案について

(1) 基本使用料の設定

改定案ケース1～4について、使用料体系案を作成しました。これらの案は、現行の従量使用料単価を一定比率で増加させるものです。

ケース1： 固定費充当率45.0%

単位：円/㎡・2ヵ月（税抜）

項目		汚水量	現行体系	ケース1 (固定費充当率 45.0%)	設定の 考え方
使用 料 体 系	基本使用料	0～16㎡まで	1,920	2,160	12.5%増
	従量使用料	16㎡を超え 100㎡まで	① 120	151	一律26%増 従量区分 3区分
		100㎡を超え 200㎡まで	③ 130	164	
		200㎡を 超えもの	④ 140	176	

単位：千円、税抜金額

項目		R9	R10	R11	R12	R13	合計
シミュレーション より使用料収入	現 行	158,038	157,395	156,752	156,109	155,337	783,631
	目 標 (改定率20%)	189,645	188,874	188,102	187,331	186,405	940,357
ケース1 固定費充当率45%		190,173	189,406	188,638	187,872	186,970	943,059

ケース2： 固定費充当率48.3%

(基本使用料と従量使用料単価を一律20%増額)

単位：円/㎡・2ヵ月（税抜）

項目		汚水量	現行体系	ケース2 (固定費充当率 48.3%)	設定の 考え方
使用 料 体 系	基本使用料	0～16㎡まで	1,920	2,320	20.0%増
	従量使用料	16㎡を超え 100㎡まで	① 120	144	一律20%増 従量区分 3区分
		100㎡を超え 200㎡まで	③ 130	156	
		200㎡を 超えもの	④ 140	168	

単位：千円、税抜金額

項目		R9	R10	R11	R12	R13	合計
シミュレーション より使用料収入	現 行	158,038	157,395	156,752	156,109	155,337	783,631
	目 標 (改定率20%)	189,645	188,874	188,102	187,331	186,405	940,357
ケース2 固定費充当率48.3%		189,855	189,089	188,320	187,551	186,658	941,473

02 下水道使用料改定案について

(1) 基本使用料の設定

ケース3： 固定費充当率50.0%

単位：円/㎡・2ヵ月（税抜）

項目	汚水量	現行体系	ケース3 (固定費充当率 50.0%)	設定の 考え方	
使用 料 体 系	基本使用料	0~16㎡まで	1,920	2,400	25.0%増
	従量使用料	16㎡を超え 100㎡まで	① 120	142	一律18%増 従量区分 3区分
		100㎡を超え 200㎡まで	③ 130	153	
		200㎡を 超えもの	④ 140	165	

単位：千円、税抜金額

項目	R9	R10	R11	R12	R13	合計	
シミュレーション より使用料収入	現 行	158,038	157,395	156,752	156,109	155,337	783,631
	目 標 (改定率20%)	189,645	188,874	188,102	187,331	186,405	940,357
ケース3 固定費充当率50.0%	190,786	190,013	189,239	188,467	187,567	946,072	

ケース4： 固定費充当率52.5%

単位：円/㎡・2ヵ月（税抜）

項目	汚水量	現行体系	ケース4 (固定費充当率 52.5%)	設定の 考え方	
使用 料 体 系	基本使用料	0~16㎡まで	1,920	2,520	31.3%増
	従量使用料	16㎡を超え 100㎡まで	① 120	136	一律13%増 従量区分 3区分
		100㎡を超え 200㎡まで	③ 130	147	
		200㎡を 超えもの	④ 140	158	

単位：千円、税抜金額

項目	R9	R10	R11	R12	R13	合計	
シミュレーション より使用料収入	現 行	158,038	157,395	156,752	156,109	155,337	783,631
	目 標 (改定率20%)	189,645	188,874	188,102	187,331	186,405	940,357
ケース4 固定費充当率52.5%	189,975	189,203	188,433	187,662	186,770	942,043	

02 下水道使用料改定案について

(1) 基本使用料の設定

各ケースの水量別の負担額を試算すると、下表のとおりとなります。

2ヵ月 円、税込 ※10円未満切捨て

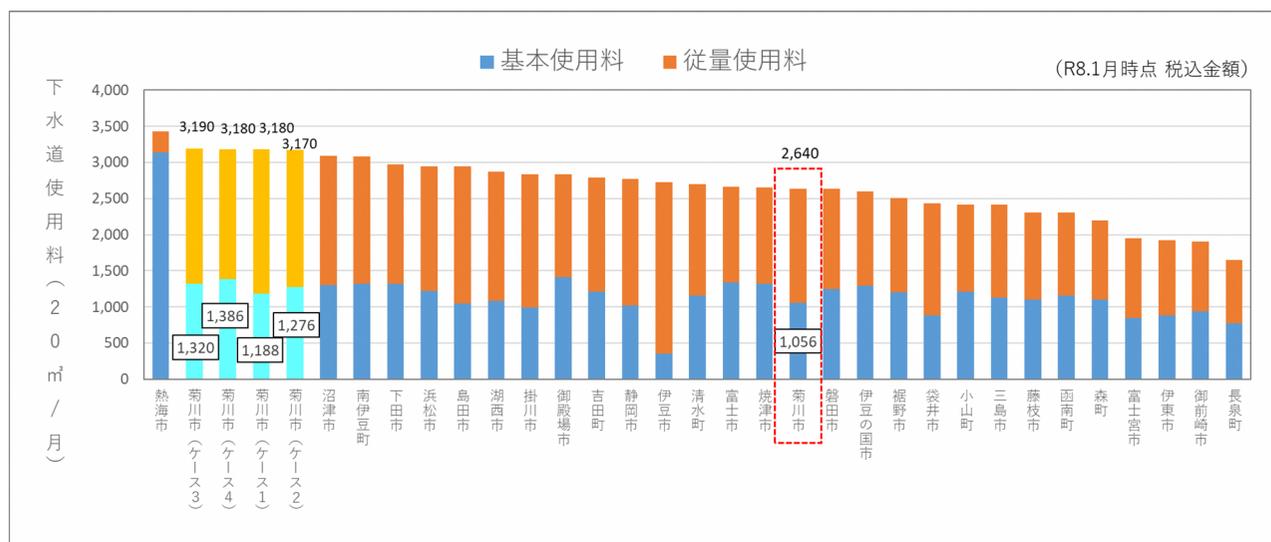
使用量 m ³	現行 体系	改定案				備考
		固定費充当率 45.0%	固定費充当率 48.3%	固定費充当率 50.0%	固定費充当率 52.5%	
		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	
0~16m ³	2,110	2,370 (+260)	2,550 (+440)	2,640 (+530)	2,770 (+660)	基本使用料
20m ³	2,640	3,040 (+400)	3,180 (+540)	3,260 (+620)	3,370 (+730)	小数利用者
40m ³	5,280	6,360 (+1,080)	6,350 (+1,070)	6,380 (+1,100)	6,360 (+1,080)	一般家庭 (2~4人世帯)
50m ³	6,600	8,020 (+1,420)	7,930 (+1,330)	7,950 (+1,350)	7,850 (+1,250)	
60m ³	7,920	9,680 (+1,760)	9,520 (+1,600)	9,510 (+1,590)	9,350 (+1,430)	
80m ³	10,560	13,000 (+2,440)	12,680 (+2,120)	12,630 (+2,070)	12,340 (+1,780)	大人数世帯+
100m ³	13,200	16,320 (+3,120)	15,850 (+2,650)	15,760 (+2,560)	15,330 (+2,130)	小規模事業所
200m ³	27,500	34,360 (+6,860)	33,010 (+5,510)	32,590 (+5,090)	31,500 (+4,000)	事業所
400m ³	58,300	73,080 (+14,780)	69,970 (+11,670)	68,890 (+10,590)	66,260 (+7,960)	

※ () は現行体系からの増加額

02 下水道使用料改定案について

(1) 基本使用料の設定

設定した使用料単価を比較するため、20m³/月の下水道使用料について試算し、県内の現行使用料と比較すると下記ようになります。



まとめ

ケース2では一律20%の割合で改定するため、利用者全体に公平感が保たれますが、固定的経費に占める基本使用料の割合は48.3%にとどまります。

ケース1では、基本使用料の増加率を抑えた分、従量使用料の上げ幅が大幅に増加しています。一方、ケース3、4では、基本使用料を高め設定したことで、大口利用者への依存度を軽減することができます。

固定的経費に対して基本使用料の占める割合が高いほど、今後の処理水量減少の影響を受けにくく、収入の安定化が図られます。

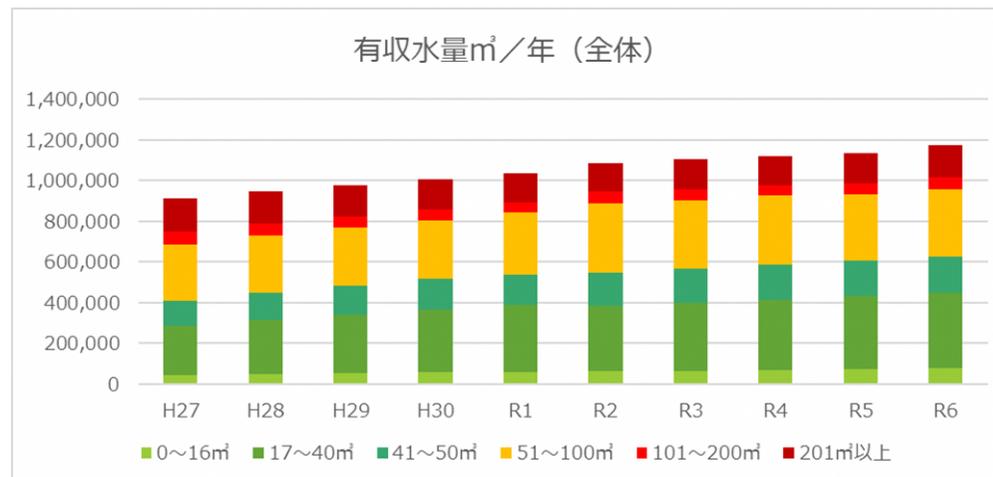
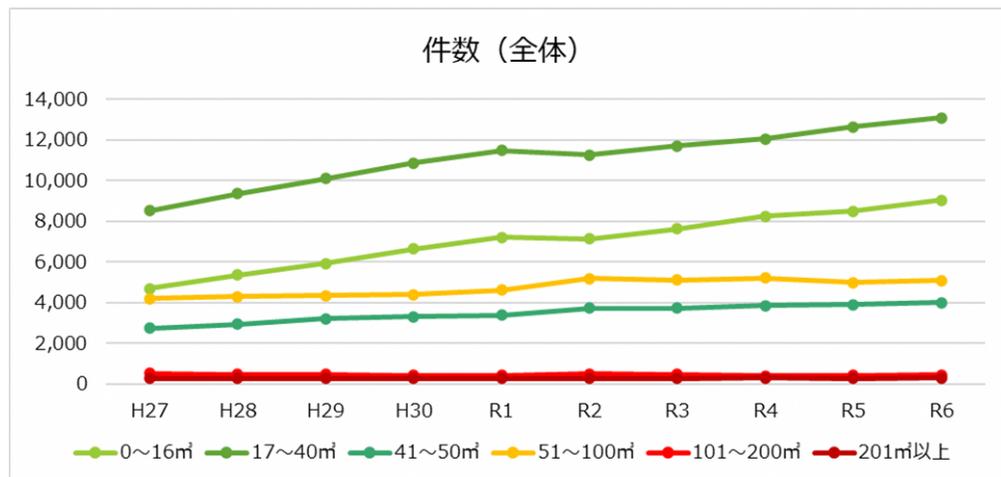
02 下水道使用料改定案について

(2) 従量使用料区分の設定

従量使用料区分の検討にあたり、これまでの動向を踏まえ、区分別の件数や有収水量を設定しました。

菊川市これまでの動向

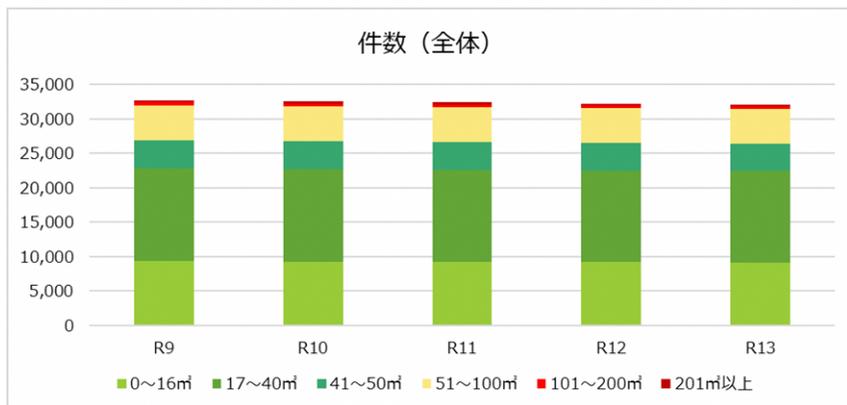
- ・ 0～100m³/2ヶ月以下の区分は家庭用水と想定し、100m³/2ヶ月超は事業者等とみなします。
- ・ 0～50m³/2ヶ月 : 件数・水量は増加しています。
- ・ 51～100m³/2ヶ月 : 件数・水量はともに減少傾向であり、世帯の小規模化による少量利用者グループへの移動が要因と考えられます。
- ・ 101m³/2ヶ月以上 : 件数・水量は変動しており、規則性が見当たりません。



02 下水道使用料改定案について

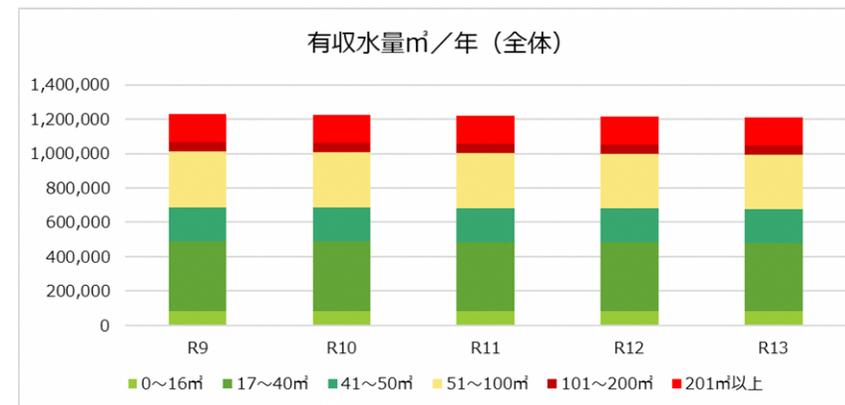
将来の設定

- ① 0~50m³/2ヶ月 ⇒ 件数は水洗化人口の増加率と連動させる。
⇒ 水量は、予測の有収水量総量から②と③を差し引いたものを、各区分で配分。
- ② 51~100m³/2ヶ月 ⇒ 件数・水量とも直近5年（R2~R6）の減少率を反映。
- ③ 101m³/2ヶ月以上 ⇒ 件数・水量ともR6実績を固定値として採用。



使用料算定期間

項目/年度	R9	R10	R11	R12	R13	
件数 [件/年] ※2か月当り	0~16m ³	9,308	9,267	9,226	9,184	9,142
	17~40m ³	13,502	13,442	13,383	13,323	13,262
	41~50m ³	4,129	4,111	4,093	4,074	4,056
	51~100m ³	5,023	5,004	4,985	4,966	4,947
	101~200m ³	426	426	426	426	426
	201m ³ 以上	288	288	288	288	288
合計	32,677	32,538	32,400	32,261	32,121	



使用料算定期間

項目/年度	R9	R10	R11	R12	R13	
水量 [m ³ /年] ※2か月当り	0~16m ³	83,991	83,648	83,304	82,958	82,488
	17~40m ³	406,018	404,362	402,698	401,024	398,752
	41~50m ³	197,628	196,822	196,012	195,197	194,091
	51~100m ³	324,246	322,051	319,870	317,704	315,553
	101~200m ³	54,551	54,551	54,551	54,551	54,551
	201m ³ 以上	162,566	162,566	162,566	162,566	162,566
合計	1,229,000	1,224,000	1,219,001	1,214,000	1,208,001	

02 下水道使用料改定案について

(2) 従量使用料区分の設定

第2回審議会においては、従量使用料を4区分とする場合には、一般家庭に配慮したいという意見がありましたので、少量区分で一般家庭利用者が多い区分①の単価を引き下げ、その他の区分（区分②～④）では一律に引き上げるものとして計算しました。

ケース1： 固定費充当率45.0%

単位：円/㎡・2ヵ月（税抜）

項目	汚水量	現行体系	ケース1 (3区分)	設定の 考え方	ケース1 (4区分)	設定の 考え方		
使用料体系	基本使用料	0～16㎡まで	1,920	2,160	12.5%増	2,160	12.5%増	
	従量使用料	16㎡を超え 50㎡まで	①	120	②と③と同じ差額 (13円)安く設定 一律26%増 従量区分 3区分 ①を安く設定した分 を②～④で補てん。	147	少量・一般 家庭利用 (区分①) 負担減 その他区分 一律33%増 従量区分 4区分	
		50㎡を超え 100㎡まで	②	120		160		
		100㎡を超え 200㎡まで	③	130		164		173
		200㎡を超えもの	④	140		176		186
		累進度		1.17		1.17		-

ケース2： 固定費充当率48.3%

単位：円/㎡・2ヵ月（税抜）

項目	汚水量	現行体系	ケース2 (3区分)	設定の 考え方	ケース2 (4区分)	設定の 考え方		
使用料体系	基本使用料	0～16㎡まで	1,920	2,320	20%増	2,320	20%増	
	従量使用料	16㎡を超え 50㎡まで	①	120	一律20%増 従量区分 3区分	139	少量・一般 家庭利用 (区分①) 負担減 その他区分 一律27%増 従量区分 4区分	
		50㎡を超え 100㎡まで	②	120		152		
		100㎡を超え 200㎡まで	③	130		156		165
		200㎡を超えもの	④	140		168		178
		累進度		1.17		1.17		-

02 下水道使用料改定案について

(2) 従量使用料区分の設定

ケース3：固定費充当率50.0%

単位：円/㎡・2ヵ月（税抜）

項目	汚水量	現行体系	ケース3 (3区分)	設定の 考え方	ケース3 (4区分)	設定の 考え方	
使用料体系	基本使用料	0~16㎡まで	1,920	2,400	25.0%増	2,400	25.0%増
	従量使用料	16㎡を超え 50㎡まで	① 120	142	一律18%増 従量区分 3区分	137	少量・一般 家庭利用 (区分①) 負担減 その他区分 一律24%増 従量区分 4区分
		50㎡を超え 100㎡まで	② 120			149	
		100㎡を超え 200㎡まで	③ 130			153	
		200㎡を 超えもの	④ 140			165	
		累進度	1.17			1.16	

ケース4：固定費充当率52.5%

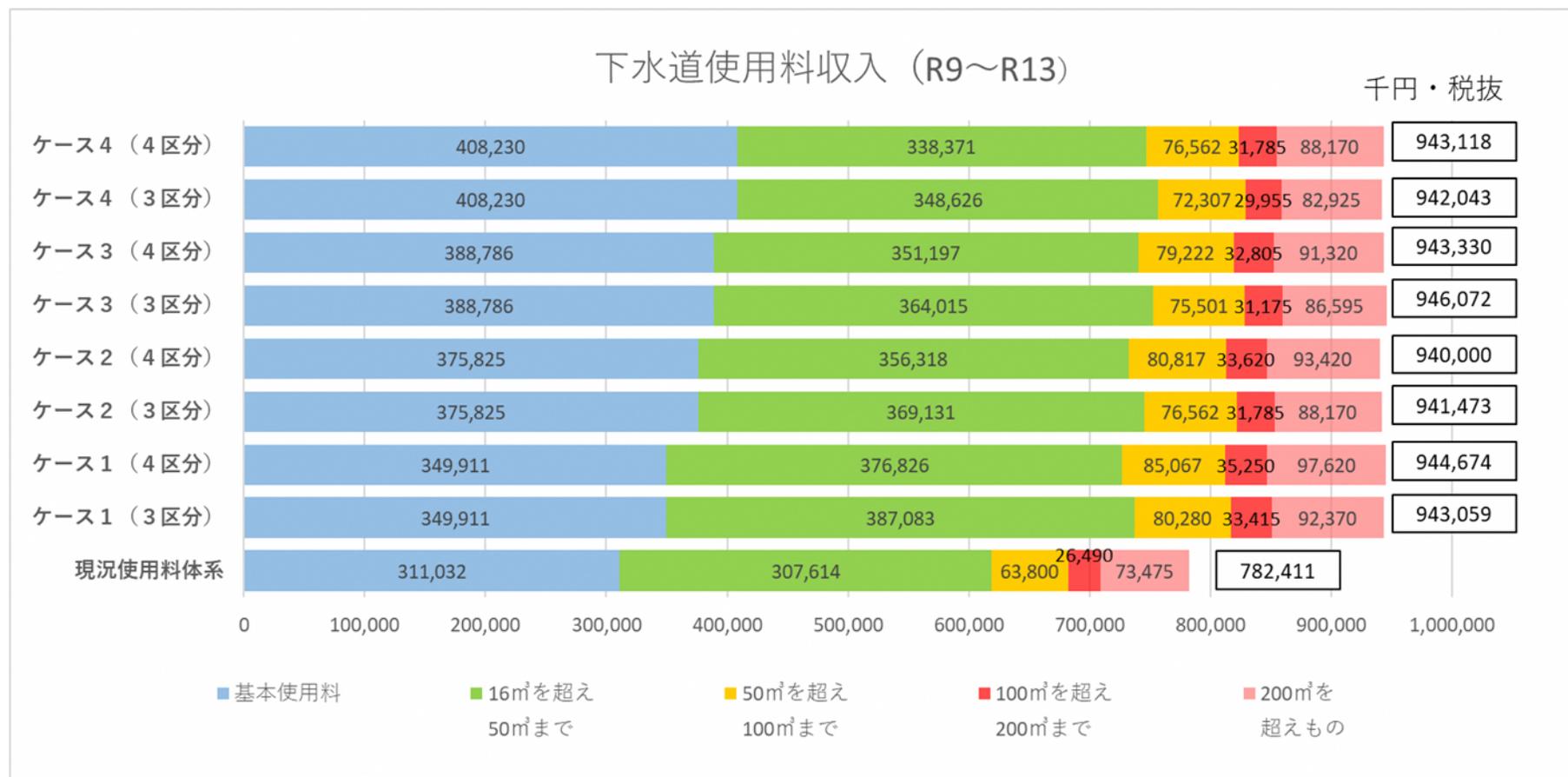
単位：円/㎡・2ヵ月（税抜）

項目	汚水量	現行体系	ケース4 (3区分)	設定の 考え方	ケース4 (4区分)	設定の 考え方	
使用料体系	基本使用料	0~16㎡まで	1,920	2,520	31.3%増	2,520	31.3%増
	従量使用料	16㎡を超え 50㎡まで	① 120	136	一律13%増 従量区分 3区分	132	少量・一般 家庭利用 (区分①) 負担減 その他区分 一律20%増 従量区分 4区分
		50㎡を超え 100㎡まで	② 120			144	
		100㎡を超え 200㎡まで	③ 130			147	
		200㎡を 超えもの	④ 140			158	
		累進度	1.17			1.16	

02 下水道使用料改定案について

(2) 従量使用料区分の設定

各ケースにおける下水道使用料収入（令和9年度から令和13年度）を下記に示します。



02 下水道使用料改定案について

(2) 従量使用料区分の設定

各ケース（従量区分は3段階と4段階）の水量別の負担額を試算すると、下表のとおりとなります。区分追加による負担額の削減効果が表れるのは20～60m³/2か月の利用者に限られます。

2ヵ月 円、税込 ※10円未満切捨て

使用量 m ³	現行体系	改定案								備考
		固定費充当率 45.0%		固定費充当率 48.3%		固定費充当率 50.0%		固定費充当率 52.5%		
		ケース1 3区分	ケース1 4区分	ケース2 3区分	ケース2 4区分	ケース3 3区分	ケース3 4区分	ケース4 3区分	ケース4 4区分	
0～16m ³	2,110	2,370 (+260)	2,370 (+260)	2,550 (+440)	2,550 (+440)	2,640 (+530)	2,640 (+530)	2,770 (+660)	2,770 (+660)	基本使用料
20m ³	2,640	3,040 (+400)	3,020 (+380)	3,180 (+540)	3,160 (+520)	3,260 (+620)	3,240 (+600)	3,370 (+730)	3,350 (+710)	小数利用者
40m ³	5,280	6,360 (+1,080)	6,250 (+970)	6,350 (+1,070)	6,220 (+940)	6,380 (+1,100)	6,250 (+970)	6,360 (+1,080)	6,250 (+970)	一般家庭 (2～4人世帯)
50m ³	6,600	8,020 (+1,420)	7,870 (+1,270)	7,930 (+1,330)	7,750 (+1,150)	7,950 (+1,350)	7,760 (+1,160)	7,850 (+1,250)	7,700 (+1,100)	
60m ³	7,920	9,680 (+1,760)	9,630 (+1,710)	9,520 (+1,600)	9,420 (+1,500)	9,510 (+1,590)	9,400 (+1,480)	9,350 (+1,430)	9,290 (+1,370)	
80m ³	10,560	13,000 (+2,440)	13,150 (+2,590)	12,680 (+2,120)	12,760 (+2,200)	12,630 (+2,070)	12,680 (+2,120)	12,340 (+1,780)	12,460 (+1,900)	大人数世帯+ 小規模事業所
100m ³	13,200	16,320 (+3,120)	16,670 (+3,470)	15,850 (+2,650)	16,110 (+2,910)	15,760 (+2,560)	15,950 (+2,750)	15,330 (+2,130)	15,620 (+2,420)	
200m ³	27,500	34,360 (+6,860)	35,700 (+8,200)	33,010 (+5,510)	34,260 (+6,760)	32,590 (+5,090)	33,660 (+6,160)	31,500 (+4,000)	32,780 (+5,280)	事業所
400m ³	58,300	73,080 (+14,780)	76,620 (+18,320)	69,970 (+11,670)	73,420 (+15,120)	68,890 (+10,590)	71,940 (+13,640)	66,260 (+7,960)	69,740 (+11,440)	

※ () は現行体系からの増加額

02 下水道使用料改定案について

(2) 従量使用料区分の設定

まとめ

- 少量利用者の負担軽減を目的として、従量使用料を4区分にする案を検討しました。この場合、区分①の単価を引き下げするために、その他の区分の単価を一律引き上げたことで、不公平感が生じる可能性があります。
- 各ケースの試算結果から、従量区分を3区分から4区分に増やしても、その効果は限定的であることが分かりました。
- 51～100m³/2ヶ月の区分の使用量が減少傾向であり、かつ101m³/2ヶ月以上の区分の使用量も定まらないため、これらの区分からの使用料収入が想定よりも減少する可能性があります。
- 今回の改定においては、従量使用料区分を現況の3区分として、改定案の検討を進めたいと考えています。

03 今後のスケジュール

菊川市下水道事業審議会の今後のスケジュールは、以下のとおりです。

回数	開催年月	内 容
1	令和7年8月8日	委嘱、諮問、正副会長選出 <報告事項> ■菊川市下水道事業の概要と経営状況 ■菊川市下水道事業経営戦略について <協議事項> ■経営改善に係る基本方針について
2	令和7年11月7日	<報告事項> ■下水道使用料改定率について ■下水道使用料体系について ■菊川市の下水道使用状況について <協議事項> ■下水道使用料改定率の決定 ■使用料体系の方針設定
3	令和8年2月(今回)	<報告事項> ■下水道使用料改定案について <協議事項> ■基本使用料の決定 ■従量使用料区分数の検討
4	令和8年6月(予定)	<協議事項> ■下水道使用料改定案について ■答申書案について
5	令和8年8月(予定)	<協議事項> ■答申書案について